



共同編集

自治労全道庁労連
本部政策情報室
札幌総支部教宣部
札幌市中央区北3西6
(TEL) 231-4143
内線 33-611

No. 2142

2014年1月23日

1月27日(月)
12時5分
昼休み総決起集会
道庁東側前庭

2014【1月闘争】 — 第3回副知事・職員監交渉実施 —

これ以上組合員層に負担を強いるな!

道当局、なお収支不足と削減1年延長に固執



給与独自削減の停止・圧縮

地公三者は冒頭、「われわれの要求は、独自削減の来年度での終了であり、大幅な圧縮である」として組合員・家族からの要請署名を副知事に手交し、改めて独自削減1年延長の具体的理由を明らかにするよう求めた。副知事は、平成26年度、27年度の収支不足は若干改善される見込みであるが、「なお多額の収支不足が生じる状況であり給与の削減内容を見直さざるを得ない」とのこれまでの回答を繰り返すに止まった。また、人件費による収支対策の額について、平成26年度、約220億円程度が今回の提案では平成26年度、27年度の2力年で約260億円程度となることを明らかにした。

地公三者は、2012年1月の「給与の削減措置は平成24年度から3年間、お示しした内容の範囲内で削減率の圧縮について毎年話し合う」とした労使確認を損なうものであり労

地公三者共闘は22日、3回目の副知事交渉を実施、引き続き、全道庁は職員監交渉を実施した。道当局は、「なお多額の収支不足が生じる」として給与独自削減の1年延長に固執する姿勢に終始した。また、査定昇給の運用凍結解除についても改めて強硬な姿勢を示した。地公三者共闘は、人件費削減を財源とした行財政運営を改めるとともに組合員層に負担を強いることを止めるべきと厳しく追及した。

使合意を遵守すべきと強く指摘、さらに、全道庁青年部からの職場発言を交え、「15年間の独自削減額は3千8百億円にのぼる。道財政の健全化に十分貢献してきており、人件費削減を財源とした行財政運営を改め、これ以上組合員層に負担を強いることを止めるべき」と厳しく追及した。

道当局は、独自削減の1年延長と査定昇給の運用凍結解除に向けた強硬な姿勢に終始するも、「各年度の削減内容についてはご指摘の点も踏まえ最終的な検討を進めて参りたい」と再検討の姿勢を示した。

単身赴任手当及び通勤手当の改善

単身赴任手当について、北海道の広域性から単身赴任者が行政職給料表で約13%に上り、長期間にわたっているという実態を訴え手当の改善について求めた。副知事は、人事委員会の勧告を基本に対処との主体性のない回答に止まった。また、交通用具使用者の通勤手当について、ガソリン価格の高止まりから赤字の実態となっており、4月からは消費税が8%となることから改善を求めたが、来年の勧告を踏まえ対処との回答に止まった。いずれの手当についても、使用者責任として人事委員会にしっかりと話をするよう求めた。

現給保障措置の継続

道当局は「国、他府県の動向、職員の受給実態などに留意しつつ、最終的な検討を行っている」としたため、地公三者は現給保障措置の廃止は断じて認められないことを強く申し入れた。

具体的な取り組み

- ◎闘争山場
1月28日(火) 早朝1時間ストライキ
- ◎昼休み総決起集会
1月27日(月)12時05分～道庁東側前庭
- ◎組合旗掲揚・腕章着用
①組合旗 12月16日(月)～
②腕章 1月20日(月)～
- ◎超勤点検・拒否
①点検 1月23日(木)～26日(日)
②拒否 1月27日(月)
※解除指示まで
- ◎出張・諸会議拒否
1月28日(火)スト当日に係る出張・諸会議
- ◎副知事・職員監交渉
1月22日(水)、27日(月)

職員監交渉

若年層の給与水準改善を優先すべき 組織機構ビルド課題の実現を強く要求



副知事交渉に引き続き、全道庁は独自課題について職員監交渉を実施した。2014当初予算編成に係る福利厚生課題や2014組織機構改革、2013賃金確定闘争での継続課題について厳しく追及した。各課題で一定の前進回答が示されたが、残された課題について最終交渉までに再検討するよう強く求めた。

福利厚生課題

健康診断の充実について、「再任用職員の健康管理対策を含め、費用負担の軽減など様々な角度から検討を進めている」。脳ドック検診について、「必要な改善について検討のうえ、地共済とも最終的な協議を行う」との回答が示された。また、公宅修繕費については「必要な算の確保について努力する」とこれまでと同様の回答に止まったことから、修繕予算の大幅な確保に向けて最大限の努力をすよう求めた。

組織機構改革課題

本庁及び振興局におけるビルド要求課題について、制度等の改正、新規事業や事業量の大幅な増加に伴うものなど、具体的な業務実態をあげ札幌総支部や耕地連協から職場発言を行いながら実現を強く求めた。

また、平成26年度までとなっている職員数適正化計画について、「削減ありき」の検討手法

は認められず、行政課題的確に対応しうる体制構築という視点に立つべきで、引き続き計画の撤回・修正を求めていくことを厳しく指摘した。

賃金確定闘争継続課題

赴任旅費の改善について、当局の実態把握において道外の赴任など条例に定める移転料定額を上回る事例が確認できたとするも、「実態について精査を進めるとともに、移転料のあり方について鋭意検討を行っていき」との回答に止まったことから、来年度の人事異動時期に間に合わせるべきと求めた。

人工透析休暇の創設、非常勤職員の夏期休暇、介護休暇などの充実について前進回答が示されなかったことから、改善に向けて検討するよう強く求めた。

勤務実績の昇給制度への反映

副知事交渉の中で独自削減の停止が先であり一方的な開始は断じて認められないと強く申し入れたが、職員監交渉においても、頑なな運用開始の姿勢に終始したことから査定昇給の原資を民間水準を大きく下回っている若年層の給与水準の改善のために活用すべきと追及した。職員監は、「各職域、年齢層等ことの職員給与の実態を検証しながら、そのことを踏まえ、昇給制度の運用について検討を進めたい。皆様と話し合っと思って参りたい」と回答し、実施について強い姿勢を示した。全道庁はあらためて「十分な協議が必要であり、一方的な運用開始は断じて認められない」と強く申し入れた。